

# 文教委員会資料

## 1 所管事務の調査（報告）

### （1）「子ども・若者応援基金」の新たな活用方法について

資料 「子ども・若者応援基金」の新たな活用方法について

参考資料1 川崎市子ども・若者応援基金 令和4年度の実績紹介

参考資料2 川崎市基金条例

こども未来局

（令和6年1月18日）

# 「子ども・若者応援基金」の新たな活用方法について

資料

## 1 基金の概要

- **根拠法令**：川崎市基金条例（平成30年度に設置）
- **目的**：頑張る子ども・若者を応援する事業の資金に充てること
- **積立・取崩**
  - ＜積立＞：競輪競馬事業の収益や個人・団体からの寄附
  - ＜取崩＞：夢や目標を持つ川崎の子ども・若者の応援として、「**機会格差の解消**」と「**挑戦の後押し**」に資する各種事業の財源として活用

## 2 これまでの取組

### ＜機会格差の解消＞

事業名（所管局）	事業概要
社会的養護奨学給付金（こども未来局）【H30年度～】	里親家庭や児童養護施設等の退所者等を対象に、大学等進学時の奨学金や資格取得に要する経費に対し、給付金を支給
学習支援費（こども未来局）【H30年度～】	里親家庭や児童養護施設等の児童に対して、児童の個性に応じた学習支援を行うための費用を支給

### ＜挑戦の後押し＞

事業名（所管局）	事業概要
Stanford e-Kawasaki（こども未来局）【R1年度～】	スタンフォード大学の国際異文化教育プログラム（SPICE）と連携し、市立川崎高校・橘高校の生徒に、「多様性」と「アントレプレナーシップ（起業家精神）」をテーマとしたプログラムを開講。約半年間、事前課題の提出、ゲストスピーカーによる講演、グループディスカッションを繰り返し、最後は自ら選んだ研究テーマのプレゼンテーションを実施。プログラムは、全て英語で実施
ハイパーループ・コンペに挑戦！（こども未来局）【R1年度のみ】	慶應義塾大学と連携し、同大学新川崎タウンキャンパス内で市立川崎総合科学高校の生徒が「ハイパーループ・コンペ（※）」に参加する浮上ポッド（車両）の製作活動を実施。基礎・安全衛生にはじまり、計測装置の高精度化、モータ制御、レイアウト設計など、実作業を行いながら高度な技術を学ぶ。 ※チューブ内にポッド（車両）を浮上させ、移動させる技術（速さ）を競う世界大会
かわさきジュニアベンチャースクール（経済労働局）【R3年度～】	市内在住の学小中学生を対象に、主体的に行動し未来を切り拓く力、アントレプレナーシップを身につけることを目的に、身の回りの問題発見から解決する方法の模索、解決するアイデアの試作・発表までをチームで取り組むプログラムを実施

## 3 基金の積立・取崩の実績

（単位：千円）

	H30	R1	R2	R3	R4
<b>＜積立＞</b>					
(1)競輪・競馬収益金	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
(2)寄附	134,617	1,553	212	12,200	103,227
(3)ふるさと納税	-	-	9,788	12,800	36,294
(4)基金利子	-	846	932	901	829
(a)合計	164,617	32,399	40,932	55,901	170,350
<b>＜取崩＞</b>					
機会格差の解消	(1)社会的養護奨学給付金				
	5,760	8,460	11,950	16,300	16,361
挑戦の後押し	(2)学習支援費				
	7,119	8,999	10,648	11,129	12,234
挑戦の後押し	(3)Stanford e-Kawasaki				
	-	8,726	8,604	8,935	10,736
	(4)ハイパーループ・コンペに挑戦！				
挑戦の後押し	(5)かわさきジュニアベンチャースクール				
	-	-	-	5,008	5,070
(b)合計	12,879	27,157	31,202	41,372	44,401
年度収支	151,738	5,242	9,730	14,529	125,949
(a)-(b)					
基金残高	151,738	156,980	166,710	181,239	307,188

※「ハイパーループ・コンペに挑戦！」は、コロナ禍のためR2-R4未実施

## 4 現状と課題

積立

- ・競輪競馬事業からの安定的な収益
- ・多くの寄附（企業等からの寄附、ふるさと納税）

取崩

- ・持続可能で規律ある基金活用
- ・「機会格差の解消」と「挑戦の後押し」の2つの柱で事業実施

課題

- ・基金残高：3億円余（令和4年度末）
- ・個人・団体から寄せられた寄附が想定を上回っており、寄せられた寄附を、より積極的に活用することが求められている。

## 5 「新たな基金の活用の考え方」について

### ●新たな柱の創設による基金活用事業の拡充

「機会格差の解消」と「挑戦の後押し」としての活用に加え、新たな活用に向けた柱を創設する。

#### 3つ目の基金活用の柱

#### 「地域で支える」

(子どもの健やかな育ちを地域全体で支える取組)

→地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支えるための活動や、地域ネットワークづくりに関する取組(団体含む)を支援する。

地域の子育ち資源の充実を図る。

背景

- ・全ての子育て家庭を切れ目なく支援(こども未来戦略方針)
- ・子どもが地域ですこやかに育つことができる環境の充実  
(第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン 施策の方向性)

## 6 「新たな基金の活用の考え方」に基づく新規基金活用事業

事業名(所管局)	事業概要
健康ポイント事業 (かわさきTEKTEK) (健康福祉局)	<p>本事業参加者は、歩いてアプリ内で貯めたポイントを応援したい川崎市立の小学校(小学部のある特別支援学校を含む)から選んで寄附する。</p> <p>さらに、寄附したポイントに応じて付与されるチケットで、川崎フロンターレや川崎ブレイブサンダース、協賛企業等からの応援特典の抽選に応募することができる。</p> <p>また、学校では寄附されたポイント数に応じた応援金を市から受け取り、子ども達の学校生活を充実させるために活用する。</p> <p>※学校に還元する応援金を基金から充当</p>

## 7 「挑戦の後押し」に関する取組の拡充について

### (1) 目的

本市の子ども・若者が、様々な分野において、自らの将来像やそれに向けたキャリアプランをさらに具体化し、国際的な幅広い視野を持って活躍する人材を目指して挑戦する「新たな一歩」を後押しする。

### (2) これまでの実績と今後の方向性

- 「Stanford e-Kawasaki」(令和元年度～)(こども未来局)  
川崎高校・橘高校の生徒向けに、「多様性」と「起業家精神」をテーマに、事前課題の提出・ゲストスピーカーによる講義、グループディスカッション・個人研究(発表)を全て英語で実施
- 「かわさきジュニアベンチャースクール」(令和3年度～)(経済労働局)  
市内在住・在学の小中学生を対象に、主体的に行動し未来を切り拓く力、アントレプレナーシップを身につけることを目的に、身の回りの問題発見から問題を解決する方法の探索、解決するアイデアの試作・発表までをチームで取り組むプログラムを実施

方向性

子ども・若者を対象とした「新たな一歩」を後押ししていくため、新たなテーマで基金を活用した事業を実施していく。

事業名(所管局)	事業概要
プログラミング×A I×ドローン (こども未来局)	<p>これまで慶應義塾大学・市立総合科学高校との連携により実施してきた「ハイパーloop・コンペに挑戦！」事業を、近年の技術的な進歩等を踏まえ、内容を変更して実施する。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A I(画像認識による物体検出モデル)やドローン等の先端技術を活用して日本社会の課題を解決する手法を研究(課題については本市の状況を踏まえ今後検討)</li> </ul>
Kawasaki Quantum Summer Camp (経済労働局)	<p>東京大学、日本IBMとの連携のもと、量子コンピューターの可能性を創造し、知見を使いこなす「量子ネイティブ人材」の輩出に寄与するためのプログラムを実施する。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内在学、または市内在住・市外通学の高校生を対象に実施</li> <li>・量子コンピューターに関する情報やプログラミング体験等を通じて、量子コンピューターのアルゴリズム等を理解する。</li> <li>・グループワークにより、量子コンピューターを用いた社会課題の解決について調査・発表</li> </ul>



KAWASAKI  
SDGs

川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

参考資料 1

# 川崎市子ども・若者応援基金

令和4年度の実績紹介



ご寄附  
ありがとうございます  
ございます

令和4年度は、  
多くの個人、企業、団体の応援・後押しにより、  
169,521,487円を積み立てることができました。

(基金残高(令和5年12月1日時点) 3億790万1237円)

※積立額には、川崎市競輪事業及び神奈川県川崎競馬組合競馬事業の収益も含まれます。



応援・後押しを受けた子どもたちの声をぜひ御覧ください。

# 未来につながる、子ども・若者の応援・後押し

置かれた環境によって  
学習機会に差があるのは、  
何か違う気がする。



色々チャレンジして、  
成功も失敗も、  
体験したらいいと思う。



## 機会格差の解消

## 挑戦の後押し

# 夢や目標を持つ川崎の子ども・若者の応援

令和4年度は「機会格差をなくす取組」と「子ども・若者の挑戦の後押し」の2つの柱で4つの応援を行い、合計44,401,976円を活用しました。



## 機会格差をなくす取組

### ① 社会的養護奨学給付金

令和4年度実績 決算額：16,361,000円 事業対象者：28人



里親家庭や児童養護施設等の退所者等を対象に、大学等進学時の奨学金や資格取得に要する経費に対し、給付金を支給しました。

大学等進学奨学金	大学等の学資に充てるための給付金 (国公立大学等：月額3万円、私立大学等：月額5万円)
資格取得給付金	一般教育訓練講座の受講経費に対する給付金 (対象講座の修了に必要な入学料、受講料、教材費)

私は川崎市の奨学金を頂いて現在かねてより志望していた大学へ行き、友人とルームシェアもしながら充実した毎日を送る事ができています。これからは、大学で学んだ知識をさらに深め社会に貢献できるような大人になりたいです。(大学2年生)

私は現在看護大学に通わせていただいています。奨学金のおかげで学業に集中することができ、とても助かっています。看護師の資格を取るためにこれからも勉学に励み、社会に貢献することができるように頑張ります。(大学2年生)

川崎市社会的養護奨学給付金を受給させて頂けたことで、勉学に集中して取り組むことができたと感じた4年間でした。年度末には国家試験が控えているため、気を抜かず精進していきたいと思えます。(大学4年生)

私は今年の4月に歌とダンスの専門学校に進学しました。給付金を活用する事で学校に通う事ができ、好きなダンスについて学ぶ事ができています。アーティストになる夢を叶える為にこれからも精進していきます。(専門学校1年生)

今年度から社会人になり、愛玩動物看護師として働いております。専門学校に通っていた3年間、奨学金にはすごく助けられました。本当にありがとうございました。(社会人1年目)

※学年はコメント提出時のものです。



## 機会格差をなくす取組

この度は、私たちに奨学金を給付して下さり本当にありがとうございます。現在、私は大学3年になり小中高の教員免許取得へ毎日大学に通い多くの学びを受けています。また、就職活動も並行して行っていて人材紹介会社を軸として就職活動を進めております。将来、どんな形でも困っている人を助ける仕事をしたいと考えています。私たちに奨学金を給付して下さったように私も出身施設や福祉関係の団体に恩返しをしたいと思っております。改めまして本当にありがとうございます。(大学3年生)

私は現在四年制大学に通っており、法律を専攻しております。将来は、警察官になる事を目標として日々精進して学んでおります。大学で法律を学んでいる事で、論理的思考力や規範的判断力が少しずつ養われてきているように思われます。奨学金支給により、大学に通えて大切な事を学ぶ事が出来たので、心より感謝しております。(大学2年生)

## ② 学習支援費

令和4年度実績 決算額：12,234,711円 事業対象者：70人



里親家庭や児童養護施設等の児童に対して、児童の個性に応じた学習支援を行うための費用を支給しました。

地域人材・NPO法人等を活用	団体実施の学習支援を利用する場合や施設等に招いて学習支援を行う場合の経費
教材等を活用	里親や施設で、市販の教材等を活用して学習支援を行う場合の経費
塾及び家庭教師	塾や家庭教師を利用する場合の経費

私は中学2年生の11月から塾に通わせていただいております。吹奏楽部の活動も終わったので、これから本格的に高校受験に向けて頑張っていきます。ご支援ありがとうございます。(中学3年生)

私は中学校1年生の2月から通塾しています。社会と数学の2教科を学んでいます。おかげさまで成績を3から4にあげることができました。来年の高校受験に向けてますます頑張ろうと思っています。(中学2年生)

授業の時間だけでは勉強についていくことが難しく、塾に通わせていただくことになりました。塾に通い始めたことで授業の内容を理解することができ、部活との両立も頑張っていけそうです。来年は受験の年になるので、これまで以上に頑張っていきます。(中学2年生)

塾に行ってから自主的に勉強をする機会が増えました。今までは学校の勉強を復習することがほとんどありませんでしたが、復習することで勉強を面白いと思うようになりました。これからも頑張ります。(中学1年生)

塾に通うようになってから苦手な教科や勉強を克服することが出来ました。克服できたことで、自ら学習しようという気持ちが出てきました。ありがとうございます。これからも頑張ります。(中学1年生)

私はこの学習支援費を使って塾に通わせて頂いております。中学2年生の頃と比べて、テストの点数が伸び内申も上がりました。また、志望校の合格判定も少しずつ良くなっているので、最後までより高い内申を取れる様に頑張ります。(中学3年生)

※学年はコメント提出時のものです。



## 子ども・若者の挑戦の後押し

### ③ Stanford e-Kawasaki

令和4年度実績 決算額：10,736,000円 事業対象者：20人（市立川崎・橘高校生徒）



スタンフォード大学の国際異文化教育プログラム（SPICE）と連携し、「多様性」と「アントレプレナーシップ（起業家精神）」をテーマに、高校生向けのプログラム「Stanford e-Kawasaki」を開講しました。約半年間、事前課題の提出、ゲストスピーカーによる講演、グループディスカッションを繰り返し、最後は自ら選んだ研究テーマのプレゼンテーションを行いました。なお、プログラムは、全て英語で実施しています。

高校の課程では学ぶ機会の乏しい事柄に関して、考察し自らの意見を共有する良い機会になった。今後は、英語の技能により磨きをかけ、また意見交換においても理解を促進するような工夫を探求してゆきたい。

（高校2年生）

講義を重ねるにつれて英語を話すことに抵抗がなくなり、最初は気まずかったグループミーティングも楽しくなってきた。講義内容はとても興味深く、自分の視野を広げるものになっていて、普段の学校の授業では決して聞くことのできない話が聞けた。この経験を活かして世界へも目を向けられるような大人になりたい。（高校2年生）

Stanford e-Kawasakiを受講して良かったなと思っています。たくさんの素晴らしい講師の方に出会うことができたのがそう思える大きな理由の一つです。シリコンバレーについて学んで興味を持ったので、今後自分の目でシリコンバレーを見て来ます！（高校3年生）

受講期間中、英語に触れる時間が長く、また英語をコミュニケーション手段として使ったことで英語に対する親近感がすごく強まりました。受講前は「英語は主要科目だからそれなりに頑張っている」という感覚でしたが、今では英語が好きだと感じるようになりました。（高校2年生）

この半年を通して英語の4技能が自覚できる程に伸びたことに加え、拙くても英語を話すということへの抵抗がなくなり、英語を学ぶことの本来の意味である、英語を道具として人とコミュニケーションをとることができるようになったと思います。（高校2年生）

聞くとときも話すときも書く時も常に英語だったため、受講していた期間はいつもより英語に触れている時間が長くて、英語力がすごく伸びた期間でした。受講期間は自分にとってすごく忙しい時だったこともあって、しんどいということもあったが、終わった時には受講してよかったとすごく思います。（高校3年生）



演台に立っての自己紹介



グループディスカッションの様子



市長からのメッセージ



修了証の授与

Stanford e-Kawasakiは私にとって、これまでの自分の英語学習の実践の場としてこれ以上ないものでした。この経験は、私の人生における重要な柱の一つになっています。Stanford e-Kawasakiでの経験を生かして様々なものに挑戦し続けていきたいと思えます。

(高校2年生)

Stanford e-Kawasakiのプログラムは、2つの点で私にとってかけがえのない体験でした。第1に、英語で高度なテーマをディスカッションすることによって、学校では身につけることのできない実践的な英会話ができたことです。第2に、世界の第一線で活躍する人々の経験や苦悩を知ることができたことで、「国際人」とは何なのかを考える良い機会になりました。このような得難い経験を今後のキャリアや成功につなげていきたいです。(高校2年生)

Stanford e-Kawasakiを通して、外国語が分かることのポテンシャル、世界にはいろいろな視点があり得ること、自分で挑戦してみることの困難さを学ぶことができました。

(高校3年生)

忙しい高校生活の中で、プラスして課題を行わなければならないけど、一生に一度あるかないかの貴重な経験になること間違いなし!! (高校3年生)

ここで学んだ考え方で自分の視野が大きく広がったと思います。このプログラムを通して自分が成し遂げたい夢とそれに近づくための手段が、もっと透き通って見えるようになりました。Stanford e-Kawasakiを終えて、自分の夢はただ努力次第だという強い自信を得て、これから何年後も役に立つ、頭の中の宝となりました。ここで学んだことがずっと自分に新しい世界を見せてくれると思います。

(高校2年生)

このプログラムにおいて身についたことの一つに自身で学ぶ力がある。月に一度のオンラインの授業をしっかりと理解するために自ら海外の文献にあたり、積極的に調べる姿勢を得ることができた。また、プログラムの最後にあるプレゼンテーションのために数日間調べ、じっくりと答えのない問題について考察する経験を得た。(高校2年生)

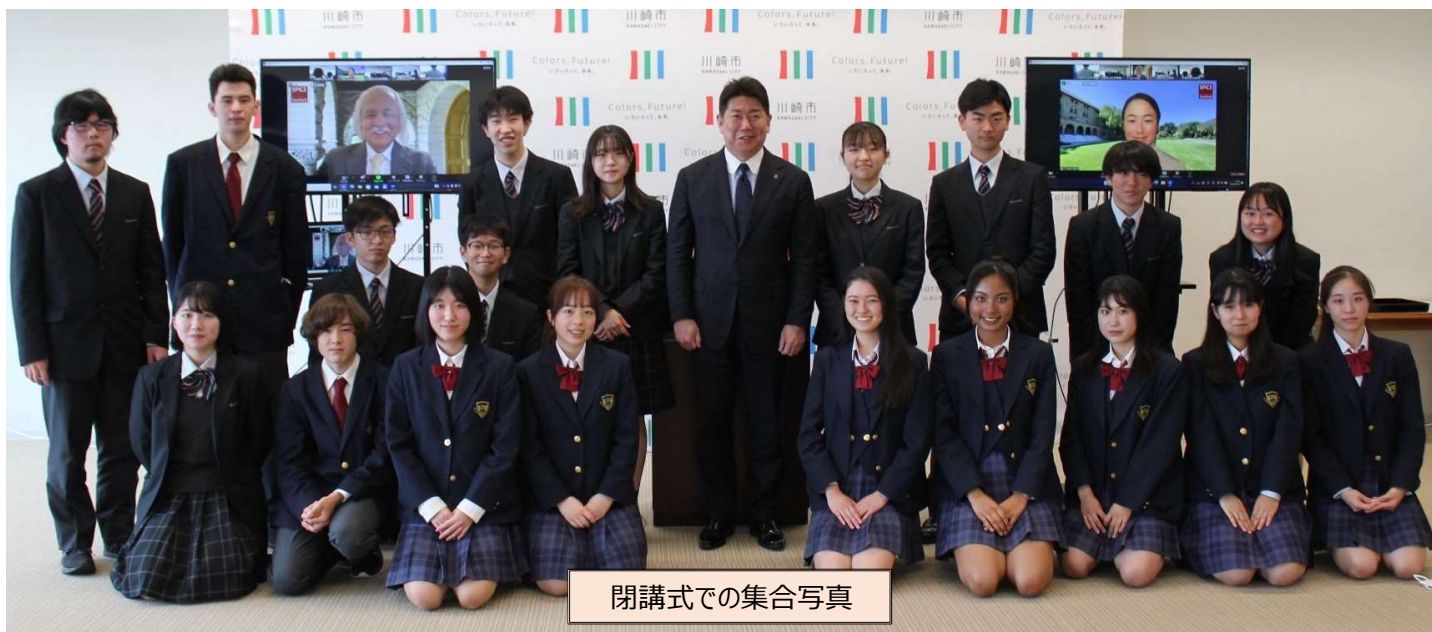
最初はすごく緊張していましたが、回数を重ねていくうちに他校の人たちとの会話も弾み、講義も楽しみながら受けることができました。講義の内容が毎回面白く普段学校で受ける授業とはまた違った感じがして新鮮でした。英語で意見を交換するので、英語を学ぶというよりはツールとして「使う」ので、英語の技術が大きく上がったと思っています。英検準1級に合格したのも、このプログラムを通して英語力が上がったおかげかなと思っています。(高校3年生)

Stanford e-Kawasakiは私の国際的視野を大きく広げてくれました。国際的問題を解決するために今、私たちにできることは何か、また私たちが見逃してしまっているヒントは何かというように、様々な視点から一つの問題解決に向けてたくさん意見を出し合いました。この経験はきっと学校生活を過ごす中でも、家庭内で過ごす中でも様々な場面で生かせると思います。(高校2年生)

僕がStanford e-Kawasakiに参加することによって視野が広がると同時に誰かに質問するときのためらいもなくなりました。また、アカデミックな方面ではリスニング能力とリーディング能力が大幅に上がりました。さらに、アントレプレナーシップについて理解することができ、より複雑な英語のニュースや記事が理解できるようになりました。僕の将来に役立つことをたくさん学ぶことができました。

(高校2年生)

※学年は受講時のものです。



閉講式での集合写真





## 子ども・若者の挑戦の後押し

# ④ かわさきジュニアベンチャースクール

令和4年度実績 決算額：5,070,265円 事業対象者：延べ48人（小学5年生～中学生）



次世代を担う若い人たちに、失敗を恐れずに新しいことに挑戦できる能力を身につけてもらうための講座として「かわさきジュニアベンチャースクール」を開催しました。全8回の連続講座と市内企業による特別講座で構成され、連続講座では、社会や暮らしを良くするアイデアを参加者自身に提案していただき、専門家の助言を得ながら具体的な形にするとともに、特別講座では、各企業の持つ技術や最先端の研究を通じて、社会課題の解決について理解を深めました。

参加してみて、今まで身の回りの問題について考えたことがなかったけれど、今回のプログラムを通して問題を解決することで暮らしをよりよくすることができるからそこから起業家に興味を持つようになりました。（小学6年生）

失敗の繰り返しでみんなの意見をまとめるのが難しかったけど、回数を重ねるにつれて良いアイデアが思い浮かんだり、1つの方向に向かって活動することができた。（小学6年生）

自分の思ったとおりに物事が進まなくてとても大変だったけれど、参加する前よりは積極的になったと思う。もっと良い作品にするためにと考えることができるようになった。意見の合わない人たちでもみんなが納得する意見にまとめられるようになった。（小学5年生）

グループでの活動でみんなで協力して学ぶ機会がなかなか無かったのでとても新鮮で面白かった。試作品作りでアイデアを試作することによって、やりがいがあったと思った。（小学5年生）

起業家講演により様々な分野での起業家に会えたことにより、自分のしたいことについて考えさせられました。（中学3年生）

「起業家の方は才能があるんだ」というふうに最初から思っていたかもしれないけど、今回の取り組みを通して、起業家の方も、あるプロセスを通して、アイデアが生まれて、起業に至るということが分かり、自分達でも起業等出来るんだと思い、自分のアイデアをもっと活かしたいと思ったりしました。（中学1年生）

社会の中の物事の捉え方に変化があったり、未来のことをより深く考えるという社会的思考がさらに高まったんじゃないかなと思います。（小学5年生）

起業家講演が私の成長に多大な影響を与えたと思います。私はこれまで、親の会社の社長にしか会ったことがありませんでした。しかし、ベンチャー企業の創設者の方々にお会いしてから、自分のやりたいことをしてもいいのだと知りました。私は、周りに自分に夢を語る事が夢への第一歩だと信じています。なので、夢を情熱的に堂々と語り実際に成功してきた先輩方を見て、多くのことを学ぶことができました。（中学2年生）

今回の経験を踏まえて自分の豊かな未来を切り開いていくために、今必要だと考える勉強（高校受験に向けた勉強）をしっかりしていきたいです。また、グループワークをする時の話し方を生かしてこれからも、このような活動に参加していきたい。（中学2年生）

※学年は受講時のものです。



発表会の様子



閉会時での集合写真



COLORS  
FUTURE!  
ACTIONS  
KAWASAKI 100th



これから始まる  
**Colors, Future! Actions**  
さあ、いっしょに。

**100**  
th

**2024年、川崎市は市制100周年**

# 川崎市子ども・若者応援基金 寄附のご案内



## 寄附のお手続き

### クレジットカードによる納付

市内在住の方、市外在住で「川崎市子ども・若者応援基金」に使い道を希望される方は、川崎市ホームページ「川崎市ふるさと納税」からお手続きください。  
※ホームページ内の「クレジットカードによる納付（外部リンク）」よりお進みください。なお、返品をご希望の場合、詳細な使い道の指定はできません。



### クレジットカード以外による納付

#### ●個人の方

「川崎市ふるさと納税申出書」に必要事項を記入し、選択メニューの「頑張る子ども・若者を応援する互助のまちづくりの推進」にチェックをして郵送、ファックスまたはEメールで送付してください。

#### ●企業やその他団体の方

こども未来局総務部企画課（044-200-1726）へご連絡ください。

→ 納付書がお手元に届きましたら、川崎市が指定する金融機関でお振り込みください。

#### 指定金融機関一覧

横浜銀行、りそな銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、川崎信用金庫、三井住友銀行、神奈川銀行、静岡中央銀行、三井住友信託銀行、セレサ川崎農業協同組合、中央労働金庫、城南信用金庫、神奈川県医師信用組合、横浜幸銀信用組合、世田谷信用金庫、東日本銀行、芝信用金庫、さわやか信用金庫、きらぼし銀行、横浜信用金庫、みずほ信託銀行、ハナ信用組合、静岡銀行、群馬銀行、ゆうちょ銀行  
※ ゆうちょ銀行での収納は、1都7県（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨）に所在する店舗及び郵便局に限ります。



## 寄附金控除について

川崎市など地方自治体に対する寄附を行った場合には、その支出した寄附金のうち2千円を超える額について、個人住民税及び所得税の寄附金控除の適用を受けることができます。後日、確定申告の際に必要となりますので、受領書は大切に保管してください。

※ 寄附金控除を受けるには、領収書等の寄附金の受領を証明する書類に添えて、最寄りの税務署で所得税の確定申告等の手続きをしていただく必要があります。

詳しくは川崎市ホームページをご覧ください。

川崎市子ども・若者応援基金

検索



問合せ先：川崎市こども未来局総務部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-1726 メール：45kikaku@city.kawasaki.jp

令和6年1月発行

○川崎市基金条例

昭和46年3月23日条例第2号

川崎市基金条例

(趣旨)

**第1条** 本市が設置する基金については、法令その他別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この条例において「積立基金」とは、特定の目的のために資金を積み立てるための基金をいい、「運用基金」とは、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金をいう。

(種類及び目的)

**第3条** 基金の種類及び設置の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。

(1) 積立基金

基金の種類	設置の目的
市営住宅等敷金基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。
奨学事業基金	奨学事業の資金に充てる。
財政調整基金	財政の健全な運営に資するための資金に充てる。
勤労者福祉共済事業基金	勤労者福祉共済事業の資金に充てる。
民間社会福祉事業従事者 福利厚生等事業基金	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。
公害健康被害補償事業基金	公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。
港湾整備事業基金	港湾整備事業の資金に充てる。
減債基金	市債の償還の資金に充てる。
文化振興基金	文化振興事業の資金に充てる。
緑化基金	都市緑化推進事業の資金に充てる。
市営住宅等修繕基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕の資金に充てる。
心身障害者福祉事業基金	心身障害者の総合福祉事業の資金に充てる。
災害遺児等援護事業基金	災害遺児等援護事業の資金に充てる。
国際交流基金	国際交流事業の資金に充てる。

地域環境保全基金	地域環境保全に関する知識の普及その他地域環境保全活動の推進を図る事業の資金に充てる。
長寿社会福祉振興基金	地域福祉事業の資金に充てる。
都市整備事業基金	都市計画事業及び都市施設の整備事業の資金に充てる。
資源再生化基金	資源再生化事業の資金に充てる。
鉄道整備事業基金	鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置及び駅改良の資金に充てる。
競輪施設等整備事業基金	競輪施設等の整備事業の資金に充てる。
介護保険給付費準備基金	介護保険事業の保険給付等の資金に充てる。
競輪事業運営基金	競輪事業の円滑な運営のための資金に充てる。
等々力陸上競技場整備基金	等々力陸上競技場整備の資金に充てる。
大規模災害被災者等支援基金	大規模災害の被災者等の支援事業の資金に充てる。
川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業基金	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業の資金に充てる。
動物愛護基金	動物愛護事業の資金に充てる。
子ども・若者応援基金	頑張る子ども・若者を応援する事業の資金に充てる。
国民健康保険財政調整基金	国民健康保険事業の財政の健全な運営に資するための資金に充てる。
スポーツ振興基金	スポーツ振興事業の資金に充てる。
災害救助基金	災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく費用の支弁の財源に充てる。
墓地整備事業基金	墓地整備事業の資金に充てる。
学校給食運営基金	学校給食の安定的な運営に資するための資金に充てる。

(2) 運用基金

基金の種類	設置の目的
土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する資金に充てる。

2 前項に規定する設置の目的のほか、金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2

項に規定する保険事故が発生した場合は、基金を相殺による借入金の償還その他の債務の履行の資金に充てることができる。

(運用基金の額)

**第4条** 土地開発基金の額は、270,000,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積み立て、又は基金の一部を処分することができる。

3 前項の規定により積み立て又は処分をしたときは、基金の額は積立額相当額増加し、又は処分額相当額減少するものとする。

(積み立て及び処分)

**第5条** 次条に定めるもののほか、積立基金の積み立て及び処分の額は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算の定めるところによる。

(歳計剰余金の財政調整基金への編入)

**第6条** 各会計年度において一般会計の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで財政調整基金に編入するものとする。この場合において、当該基金に編入する額は、市長が定める。

(管理)

**第7条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第8条** 積立基金及び運用基金から生ずる収益は、毎会計年度の歳入歳出予算に計上してその基金に編入し、又はその基金の目的とする事業に充てることができる。

(繰替運用)

**第9条** 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

**第10条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 川崎市基金条例（昭和39年川崎市条例第11号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、次の左欄に掲げる旧条例による基金は、当該右欄に掲げるこの条例（以下「新条例」という。）による基金とみなす。

旧条例の基金	新条例の基金
市営住宅敷金積立基金	市営住宅敷金基金
奨学事業基金	奨学事業基金
財政調整基金	財政調整基金
職員厚生事業基金	職員厚生事業基金
公益質屋貸付基金	公益質屋貸付基金
土地開発基金	土地開発基金

- 4 旧条例による減債基金は、新条例による財政調整基金に編入するものとする。

**附 則**（昭和46年12月24日条例第63号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和47年3月28日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和48年2月15日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年1月1日から適用する。

**附 則**（昭和49年3月30日条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

**附 則**（昭和49年3月30日条例第14号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和49年10月8日条例第53号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和49年12月24日規則第140号で昭和49年12月25日から施行）

**附 則**（昭和49年10月8日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和50年3月18日条例第10号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和50年12月24日条例第60号）

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

**附 則**（昭和51年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和52年3月31日条例第5号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和53年3月30日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和53年12月22日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和54年3月16日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1号に係る改正規定は、昭和54年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和54年11月6日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和55年3月31日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和56年3月31日条例第13号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和56年10月2日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和56年12月21日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和57年3月31日条例第10号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和58年3月18日条例第4号）



この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和58年7月19日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和59年3月30日条例第5号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和60年3月30日条例第3号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和61年3月31日条例第14号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和62年3月26日条例第16号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和63年3月29日条例第10号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和63年10月18日条例第39号）

この条例は、昭和64年1月1日から施行する。

**附 則**（平成元年10月5日条例第27号）

この条例の施行期日は、市長が定める。（平成2年2月27日規則第10号で平成2年3月1日から施行）

**附 則**（平成2年3月30日条例第4号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の表の改正規定中地域環境保全基金に係る部分は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成2年12月26日条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

（川崎市基金条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際、現に改正前の川崎市基金条例により設置されている公益質屋貸付基金の取扱いについては、質契約に係る貸付金の返済等がなされ、公益質屋貸付基金の処分手続が完了するまでの間は、なお従前の例による。

**附 則**（平成4年3月30日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1号の表の改正規定中都市整備事業基金

に係る部分は、平成4年4月1日から施行する。

**附 則**（平成4年12月24日条例第50号）

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

**附 則**（平成5年12月24日条例第42号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成6年3月30日条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則**（平成7年3月20日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年3月31日条例第4号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年3月19日条例第6号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成11年10月1日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月24日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第3条第1号の表の改正規定（介護保険給付費準備基金に係る部分に限る。）は平成12年4月1日から、第2条の規定は平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年12月21日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成13年12月28日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年3月28日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正前の条例の規定による国民年金印紙購入基金の取扱いについては、平成14年3月以前の月分の国民年金の保険料の納付に関する事務が終了し、国民年金印紙購入基金の処分手続が完了するまでの間は、なお従前の例による。

**附 則**（平成14年12月27日条例第48号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年8月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第5項の規定は公布の日から、附則第6項から第8項までの規定は平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年3月26日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年10月13日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成21年12月24日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成22年3月26日条例第5号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年4月19日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年3月19日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年12月17日条例第78号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月24日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年6月20日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成30年3月20日条例第5号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年10月18日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成31年3月18日条例第4号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の表の改正規定（スポーツ振興基金に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和2年3月23日条例第6号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月24日条例第4号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。